

令和6年度高校3年生及び高校2年生に対する就職ガイダンス実施要領

(就職活動準備支援期コース)

新規高卒者については、就職活動中に就職を断念し、安易にフリーター等を選択する、就職しても3年以内に約3割5分が早期離職するといった状況がみられるところであり、就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図ることが必要となっている。

このため、より早い段階から、就職を希望する高校生に対し、動機付けの向上や適職選択の援助等準備のための就職ガイダンスを実施する。

1 事業の実施主体

ランゲート 株式会社 (以下「受託事業者」という。)

2 ガイダンスの実施方法及び内容等

以下の(1)及び(2)のいずれかの方法により実施する。

(1) スクール形式による対面での講義

1コース1日(午前・午後併せて6時間程度(休憩時間を含む))で実施)とし、以下ア～カの内容について、スクール形式による対面での講義を実施する。

なお、参加者数は1回の講義につき、原則10名以上とする。

また、ガイダンスについては、原則として高等学校単位で開催することとするが、高等学校が希望する場合は、複数校の合同によりガイダンスを開催することも可能とする。

ア 職業選択に関すること

イ 地域の労働市場に関すること

ウ 基礎的素養の向上に関すること

エ 就職活動の進め方、面接等への対応策に関すること

オ 労働法制の基礎知識に関すること

カ 就職支援窓口の周知に関すること

(2) オンライン又はWEB配信による講義

高等学校が外部からの講師の受け入れを希望しない場合等で、スクール形式による対面での講義は希望せず、オンライン又はWEB配信による講義を希望する場合は、上記2(1)のア～カの内容を3時間程度に短縮した以下のア～ウによる講義を実施する。

ア オンライン (Zoom 等)

イ WEB配信 (YouTube 限定公開)

ウ DVD

なお、WEB配信等については、受託事業者が指定した日時に、学校関係者の管理のもと、高等学校において視聴し、生徒が自宅等で自由に視聴することはできない。

また、事前に受託事業者からYouTubeの限定公開用URL及びDVDが高等学校宛に送付されるため、高等学校においては実施日までに動画視聴の準備を行う必要があること。

3 受講対象者

高校3年生及び高校2年生とする。

4 開催予定回数

スクール形式による対面での講義の開催予定回数は16回(16校)とし、オンライン等の開催予定回数は若干数とする。

5 実施日程及び実施場所等

ガイダンスの実施日については、高校3年生を令和6年6月17日から9月30日迄の間、高校2年生を令和6年12月1日から令和7年3月14日迄の間で高等学校が希望する日とし、実施場所については、原則として高等学校内とするが、複数校の合同開催等の場合には外部会場で実施することも可能とする。

なお、スクール形式による対面での講義を高等学校の教室等で実施する場合、より効果的な運営を図るため、受託事業者は高等学校に対して、以下の(1)から(3)について協力を求めることがある点に留意すること。

- (1) 生徒の机・椅子が動かせること。
- (2) 黒板(ホワイトボード可)が使用できること。
- (3) マイクが使用できること。(会場の広さにより1~2本、高等学校の一般教室の場合は不要)

6 受講申込等

(1) 受講申込方法について

高等学校は、受講申込みを希望する場合、下記の受付期間内に大阪労働局職業安定部職業安定課(以下「安定課」という。)へ「高校3年生及び高校2年生対象就職ガイダンス申込書」(別紙)に必要事項を記載の上、メールにより申し込むこと。

なお、申込み受付数が、開催予定回数以上になった場合、過去に開催していない高等学校を優先して実施する。

また、高等学校は下記の受付期間内に申込みが困難な場合は、安定課が受託事業者に対して開催の可否について個別に照会、調整を行うため、事前に安定課へ連絡すること。

(2) 申込書受付期間について

高校3年生及び高校2年生対象就職ガイダンス申込書受付期間は、以下のとおりとする。

ア 高校3年生対象としている場合は、令和6年5月15日(水)までとする。

イ 高校2年生対象としている場合は、令和6年10月31日(木)までとする。

(3) 申込後の内容等の確認

申込後に、安定課又は受託事業者から学校担当者あてに、希望日での開催可否の連絡を行う。

また、開催日1ヶ月前頃を目処に、受託事業者から学校担当者あてに申込内容(開催日時・参加人数・受講コース等)に変更や誤りがないかメールにて確認を行う。

7 その他

ガイダンスが高校生にとって適切かつ効果的な事業であるか、ガイダンスの質が確保されているかを確認するため、必ず、学校関係者が立ち会うこと。

なお、管内の学校でガイダンスが実施される際は、公共職業安定所の職員又は就職支援ナビゲーター（以下「安定所職員等」という。）も学校の下承を得た上で立ち会うことは差し支えない。

また、ガイダンスに立ち会った学校関係者及び安定所職員等は、終了後に受託事業者から提示されるアンケートについて、内容を記載の上、受託事業者へ提出すること。